

毎週火、金曜日発行（但休日<sup>ニ</sup>当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県漁港管理条例施行規則  
鳥取県海面漁業調整規則の一部改正  
精神衛生法施行細則の一部改正
- ◇告示 医療機関の指定  
指定医療機関の廃止  
土地改良区の精算人の就任  
種畜証明書の有効期間の延長
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 二級建築士資格試験の実施

## 規則

鳥取県漁港管理条例施行規則をここに公布する。

昭和三十四年四月十四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十四号

#### 鳥取県漁港管理条例施行規則

##### （目的）

第一条 この規則は、鳥取県漁港管理条例（昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（甲種漁港施設の滅失又は損傷の届出）

第二条 条例第三条第二項の規定による届出は、第一号様式によるものとする。

（指定区域内における制限行為の承認申請）

第三条 条例第四条第一項の規定による承認を受けようとする者は、第二号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（指定区域内における制限外行為）

第四条 条例第四条第一項ただし書の規定により別に規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- 一 水産物加工用又は漁具乾燥用仮設物の設置
- 二 漁船、漁具又は水産物を保管するための仮設物の

設置

三 船舟の巻揚機の仮設

四 漁港工事を施行するため必要な仮設物の設置

(危険物等の荷役の許可申請)

第五条 条例第七条第二項の規定による許可を受けようとする者は、第三号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(危険物等の種類)

第六条 条例第七条第三項の規定による危険物等の種類は、次のとおりとする。

一 港則法施行規則(昭和二十三年運輸省令第二十九号)別表三に掲げるもの

二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)

第四条に規定する食品又は添加物

三 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)別表第一及び第二に掲げるもので医薬品以外のもの

四 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)に規

定する伝染病に汚染し、又は汚染の疑があるもの(利用の届出)

第七条 条例第十一条の規定による届出は、第四号様式によるものとする。

(占用等の許可申請)

第八条 条例第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、第五号様式又は第六号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(入出港届)

第九条 条例第十四条第一項の規定による届出は、第七号様式によるものとする。

2 条例第十四条第二項の規定による報告は、第八号様式によるものとする。

(申請書の記載事項変更)

第十条 条例及びこの規則に基いて許可又は承認を受けた者は、利用目的その他申請事項の変更をしようとするときは、第九号様式により、すみやかに知事に申請し、その許可又は承認をうけなければならない。

(占用の廃止届)

第十一条 甲種漁港施設の占用の許可を受けた者は、占用期間内にその占用を廃止した場合には、廃止の日から十日以内に第十号様式により知事に届け出なければならない。

附 則

この規則は、昭和三十四年五月一日から施行する。

第一号様式

〇〇漁港施設滅失(損傷)届

漁港施設の所在	
施設の種類	
被害の状況	
原因	
損害見積額又は 復旧費見積額は、 保全又は復旧の ためとつた応急 措置	

鳥取県漁港管理条例第三条第二項の規定によりお届けします。

昭和 年 月 日  
住所  
届出人  
鳥取県知事 殿  
印

第二号様式  
指定区域内における制限行為承認申請書

行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	昭和 年 月 日から 日 昭和 年 月 日まで
その他必要事項	
添付書類	別紙のとおり

鳥取県漁港管理条例第四条第一項の規定により承認を受けたいので申請します。

昭和 年 月 日  
住所  
申請人  
鳥取県知事 殿  
印

(備考)

- 一 行為の内容は、工作物の新築、改築、土砂の採取又は土地の堀さく、の別を記載すること。
- 二 行為の期間は、工作物の新築又は改築にあつては工事の実施期日及び工作物の設置期日を、土砂の採取又は土地の堀さくにあつてはその行為の期間を記載すること。
- 三 添付書類は、工作物の新築又は改築にあつてはその設計書及び場所を明示した平面図及び実測求積図を添付すること。

第三号様式

危険物等荷役許可申請書

危険物等の種類及び数量	種類		数量	
	種類	数量	種類	数量
Kg				

鳥取県漁港管理条例第七条第二項の規定により許可を

受けたいので申請します。

昭和 年 月 日  
住所

申請人

鳥取県知事 殿

印

(備考)

- 一 荷役場所利用状況及び揚荷又は積荷船舶の船名等を明らかにするため、漁港施設利用届(第四号様式)及び入(出)港届(第七号様式)に準じた概要書を添付すること。
- 二 荷役理由欄には、荷役を必要とする理由を詳細に記載するとともに当該危険物等を積荷して当該漁港に入港するに至つた経過又は出港して当該危険物等の仕向先港に至る予定を記載すること。

第四号様式

〇〇漁港施設利用届

利用者住所	氏名

利用する施設名称	位置

利用目的	面積

利用期間	昭 和 年 年 月 月 日 日 から まで	日 間

鳥取県漁港管理条例第十一条の規定によりお届けします。

昭和 年 月 日

住所

届出人

殿

印

鳥取県知事

第五号様式

〇〇漁港施設占用許可申請書

占用する施設名	面積
	平方メートル

占用場所	面積
	平方メートル

占用目的	面積
	平方メートル

占用期間	昭 和 年 年 月 月 日 日 から まで	日 間

鳥取県漁港管理条例第十二条第一項の規定により許可を受けたいので申請します。

昭和 年 月 日

住所

申請人

殿

印

鳥取県知事 (備考)

添付書類は、場所を明示した平面図及び占用しようとする区域の実測求積図を添付すること。

第六号様式

工作物の新築(増築、改築又は除去)許可申請書

新築(増築、改築又は除去)せんとする工作物の名称並びに利用目的	申請事由

占用場所	
占用面積	
占用期間	昭和 年 月 日から 日 日 間
占用許可年月日	昭和 年 月 日
占用許可番号	鳥取県指令受水第 号
工事着手予定	昭和 年 月 日
工事完成予定	昭和 年 月 日
添付書類	別紙のとおり

鳥取県漁港管理条例第十二条第一項の規定により許可を受けたので申請します。

昭和 年 月 日

住所

申請人

殿

印

鳥取県知事

(備考) 設計書及び図面を添付すること。

第七号様式

入(出)港届

鳥取県漁港管理条例第十四条第二項の規定により  
月分の入出港状況を報告します。

昭和 年 月 日

住所

報告者

殿

印

鳥取県知事

第九号様式

変更許可(承認)申請書

利用目的	鳥取県指令受水第 号
許可(承認)番号	
利用漁港施設名及び場所	
利用期間	昭和 年 月 日から 日 日 間
変更内容	
変更理由	

鳥取県漁港管理条例施行規則第十条の規定により変更の許可(承認)を受けたいので申請します。

昭和 年 月 日

船名	丸	危険物等の積載の有無
漁船(船舶)登録番号	トン	積載の種類及数量
総トン数	トン	入港日時
馬力	馬力	出港日時
所有者又は使用者の住居氏名		昭和 年 月 日 時

鳥取県漁港管理条例第十四条第一項の規定によりお届けします。

昭和 年 月 日

届出人 船長

印

鳥取県知事

第八号様式

入出港状況報告書

船名	丸	漁船、船舶登録番号	総トン数及馬力	トン
入港日時	昭和 年 月 日 時	揚荷種類	Kg	摘要
出港日時	昭和 年 月 日 時			

鳥取県知事 住所 申請人 殿 印

第十号様式

占用廃止届

占用許可番号	鳥取県指令受水第 号
占用許可年月日	昭和 年 月 日
占用施設名及び場所	
占用期間	昭和 年 月 日から 日 日 間
占用廃止期日	昭和 年 月 日

鳥取県漁港管理条例施行規則第十一条の規定によりお届けします。

昭和 年 月 日

住所

届出人

殿

印

鳥取県知事

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 則

鳥取県規則第十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基き、並びに漁業法第七十二条の規定を実施するため、鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書を次のように改める。

但し、県内に住所を有しないものは、その住所地を管

轄する都道府県知事を経由して、申請又は届出することができる。

第五条を次のように改める。

（漁業の許可）

第五条 次に掲げる漁業は、知事の許可を受けなければ営んではならない。

一 まき網漁業（ぬいきり網漁業及びしぼり網漁業を含み、大型まき網漁業、指定中型まき網漁業及び中型まき網漁業を除く。）

二 流網漁業

三 まき刺網漁業（狩刺網漁業を含む。）

四 三重網漁業（第二種共同漁業に該当するものを除く。）

五 棒受網漁業

六 すくい網漁業（無動力漁船を使用するものを除く。）

七 ごと網漁業

八 機船船びき網漁業

九 敷網漁業（第二種共同漁業に該当するものを除く。）

十 げんしき網漁業

十一 潜水器漁業

第三十条ただし書中「各号」を「各項」に改める。

第三十条の二に次の一項を加える。

2 知事は、中型まき網漁業の許可を受けた者からその許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、返還を受け、又は使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、その船舶について許可又は起業の認可を申請した場合には、中型まき網漁業（県の区域内に主たる漁業根拠地のないものを除く。）の許可又は起業の認可をすることができる。

第三十三条の表中あまもの項の次に次のように加える。

あゆ 一月一日から 五月二十五日まで

第四十条第一項の表中敷網漁業の項の次に次のように加える。

その他の漁業

〇二キロワット以下  
〇二、〇〇〇ワット以下

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 削除

第五十四条第一号中「第十三条第一項」を「第十三条」に改め、「第四十二条第一項」を削り、同条第三号中「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改める。

第五十五条中「第四十九条から第五十二条まで又は第五十三条第二項」を「第四十九条」に改める。

様式第三号及び様式第八号を削る。

附 則

1 この規則は、昭和三十四年四月十四日から施行する。  
2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、この規則施行後も、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にすくい網漁業、ごと網漁業及び機船船びき網漁業を営む者が、この規則施行の日から起算して三十日を経過する日までに第七条に定める許可申請をしたときは、当該申請に対し許可の処分が

あるまでは、この規則による改正後の第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月十四日

別表

区 分	徴収額 (月額)
生活保護法による被保護世帯 (単給も含む。)	円 0
市町村民税を課税されていない世帯	500
市町村民税の均等割のみの課税世帯	1,000
市町村民税の均等割及び所得割の合算額の課税世帯	1,500
1ヵ月平均所得税額	—
1 ~ 100円	1,700
101 ~ 400	2,000
401 ~ 700	2,500
701 ~ 1,400	3,000
1,401 ~ 2,200	3,500
2,201 ~ 3,200	4,200
3,201 ~ 4,200	5,000
4,201 ~ 5,400	6,000
5,401 ~ 6,700	7,500
6,701 ~ 7,900	9,000
7,901 ~ 10,000	12,000
10,001円以上	入院に要した費用の全額

鳥取県規則第十六号

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

精神衛生法施行細則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

備考

- 一 当該精神障害者の属する世帯の前年分の所得税額等により決定するものとする。
  - 二 当該世帯が費用徴収時において、生活保護法による被保護世帯(単給の場合も含む。)となつている場合は、実費徴収額は、課さないものとする。
  - 三 同一世帯につき措置は附された患者が二名以上ある場合は、一人分の実費徴収額に、一人を越える毎に当初の一人分の実費徴収額の十分の一の額を加算した額をもつて実費徴収額とする。
  - 四 入院日数が一月未満の場合は、日割計算により算定した額をもつて実費徴収額とする。
  - 五 徴収額は、当該患者の入院に要した費用につき、法第三十条の規定により県の負担した額を限度とする。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十四年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和三十四年三月十七日	山田医院	八頭郡河原町河原一九七ノ三	内科	山田 知栄

鳥取県告示第九十七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の規定により指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつた。

昭和三十四年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名
森本医院	八頭郡河原町袋河原	内科、小児科
浜田医院	河原	"

昭和三十三年十一月十日	昭和三十四年二月二十日	事由
開設者長期療養により	開設者の転勤により	

鳥取県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八條第二項において準用する同法第十八條第十項の規定により米子市福米土地改良区から次のように清算人が就任した旨届出があつた。

昭和三十四年四月十四日

鳥取県知事	石 破 二 朗
清算人	
井上 善司	米子市東福原
井上 茂松	"
潮 孝道	"
井坂 祐安	西福原
渡辺 嘉吉	"
足原浅太郎	"
畑原 朝次	"

同日就任。

鳥取県告示第九十九号

昭和三十三年度に実施された定期種畜検査に基き、交付された種畜証明書のうち、その有効期間が昭和三十四年度定期種畜検査実施の日前に満了するものについては、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六條第二項の規定により、その種畜証明書の有効期間は昭和

三十四年定期種畜検査の日まで延長された。

昭和三十四年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和三十四年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年四月十四日

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄
- 一 日時 昭和三十四年四月十五日午後一時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館
- 三 議題
  - 鳥取市議会議員選挙の訴願について
  - 羽合町長選挙の訴願について
  - その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年四月十四日

- 鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦
- 一 日時 昭和三十四年四月十六日午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題 教職員人事について

公 告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三條の規定による昭和三十四年二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和三十四年四月十四日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 昭和三十四年二級建築士試験実施要領
- 第一 受験資格

昭和三十四年六月十三日までに次の各号の一に該当する者

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

四 建築に関して七年以上の実務の経験を有する者

備考 なお、外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を聴講した者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については、二級建築士試験受験

資格認定基準（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号）によつて個別に審査され、受験資格を認められることがあります。

第二 申込手続

一 申込期間

昭和三十四年四月十四日から同年五月四日まで（郵送の場合は、この期間内の消印のあるものに限ります。）

二 申込の方法

(1) 申込関係用紙の請求先  
 県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所（以下「土木出張所」という。）  
 （郵送で請求する場合は、表に「二級建築士試験申込用紙請求」と朱書し、所要の郵便切手をはつたあて先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。）

(2) 申込書類の提出  
 受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出して下さい。

(イ) 実務経歴書

(ロ) 受験票

(ハ) 証明書その他の書類

受験資格があることを証明する書類（これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類）又は建築士法第十五条第一号、第二号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

(ニ) 写真（受験票にちよう付すること。）  
 申込前六月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で縦五・五センチメートル横四センチメートルのもの

(3) 受付  
 県建築課及び土木出張所で受け付けたときは、受験票に受験番号と係員の印を押して申込者に渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

一 試験の期日及び時間割

第一日 六月十三日（土曜日）

午後二時から午後三時三十分まで 建築施行

午後三時四十五分から午後五時十五分まで 建築法規

第二日 六月十四日（日曜日）

午前九時から午前十時三十分まで 建築構造

午前十時四十五分から午後零時十五分まで 計画

午後一時から午後五時三十分まで 建築設計製図

備考 昭和三十三年二級建築士試験に一科目以上の合格点を得てその科目の試験の免除を受けるものは、残りの科目の試験だけを受けて下さい。

二 試験の場所

鳥取市東町 鳥取県立鳥取西高等学校

三 携行品

(1) 受験票

(2) 建築関係法令（解説を付したものは除く。）

(3) 鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートルと三〇センチメートルの物指



